

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
目次				
1		<p>第2編 平時における準備編</p> <p><u>第1章 情報収集、伝達体制の構築</u></p> <p><u>第1節 通信の確保</u></p> <p><u>第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p>第2章 迅速な初動体制の確保</p> <p>第3章 警報の住民への周知</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第1節 <u>避難の指示の伝達</u></p> <p>第2節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>第3節 避難人数の把握</p> <p>第4節 避難指示の周知</p> <p>第5節 避難交通手段の決定</p> <p>第6節 避難候補路の選定</p> <p>第7節 <u>避難住民の</u>運送順序の決定</p> <p>第8節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>第9節 被災者に対する住宅供給対策</p> <p>第10節 避難住民集合場所の指定</p> <p>第11節 道路啓開の準備</p> <p><u>第12節 避難誘導の補助</u></p> <p>第5章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第6章 緊急物資運送計画の策定</p> <p>第7章 医療体制の整備</p> <p>第8章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第9章 文化財保護対策の準備</p> <p>第10章 研修の実施</p> <p>第11章 訓練の実施等</p> <p>第12章 町民との協力関係の構築</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第1章 迅速な初動体制の確保</p> <p>第2章 警報の住民への周知</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>第2節 避難人数の把握</p> <p>第3節 避難指示の周知</p> <p>第4節 避難交通手段の決定</p> <p>第5節 避難路の選定</p> <p>第6節 運送順序の決定</p> <p>第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>第8節 被災者に対する住宅供給対策</p> <p>第9節 避難住民集合場所の指定</p> <p>第10節 道路啓開の準備</p> <p>第4章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第5章 緊急物資運送計画の策定</p> <p>第6章 医療体制の整備</p> <p>第7章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第8章 文化財保護対策の準備</p> <p>第9章 研修の実施</p> <p>第10章 訓練の実施等</p> <p>第11章 町民との協力関係の構築</p>	<p>県国民保護計画との整合</p>
第1編 総則				
第2章 計画策定の背景・経緯				
2	1	<p>第2次世界大戦以降、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの(略)</p> <p>我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散、<u>北朝鮮による弾道ミサイル発射</u>などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。</p> <p>国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、<u>我が国への脅威</u>を未然に防ぐことが何より重要である。(略)</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「<u>事態対処法</u>」)という。<u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u>が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、(略)</p>	<p>第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの(略)</p> <p>我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。</p> <p>国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、<u>戦争</u>を未然に防ぐことが何より重要である。(略)</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「<u>武力攻撃事態対処法</u>」)という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、(略)</p>	<p>現状に合わせた表現の適正化</p> <p>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更</p>

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方				
3	2	<p>○ <u>基本的人権の尊重</u> <u>国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。</u></p> <p>○ <u>国民の権利利益の迅速な救済</u> <u>国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、町民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。</u> <u>また町は、これらの手続きに関連する文書を適切に保存する。</u></p> <p>○ <u>情報の伝達と共有化の確保</u> <u>町は、住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。</u></p> <p>○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携 町は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。</p> <p>○ <u>町民の自助・共助</u> <u>町は、武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの町民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。</u></p> <p>○ <u>指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> <u>指定公共機関及び指定地方公共機関が、その業務について国民保護措置を実施するにあたっては、その実施方法等について、県及び町から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。</u> <u>また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が、国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由の特に配慮する。</u></p> <p>○ <u>要配慮者の保護</u> 町は、高齢者、障害者、乳幼児等の<u>要配慮者</u>の積極的な避難・救援対策を実施する。</p> <p>○ 国際人道法の的確な実施の確保 町は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保</p>	<p>○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携 町は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。</p> <p>○ 準備体制の充実 町は、武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。</p> <p>○ 情報の伝達と共有化の確保 町は、住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。</p> <p>○ <u>災害時要援護者の保護</u> 町は、高齢者、障害者、乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>の積極的な避難・救援対策を実施する。</p> <p>○ 町民の自助・共助 町は、武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの町民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。</p> <p>○ 基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障 国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。</p> <p>○ 国民の権利利益の迅速な救済 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、町民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。 また町は、これらの手続きに関連する文書を適切に保存する。</p> <p>○ 国際人道法の的確な実施の確保 町は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保</p>	<p>県国民保護計画との整合</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化</p>

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		<p>町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p> <p><u>○ 準備体制の充実</u> <u>町は、武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。</u></p> <p><u>○ 外国人への国民保護措置の適用</u> <u>町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p>	<p>町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p>	
		第4章 町の概況		
		第1節 地理的特定		
4	5	<p>(1)地形 (略) 総面積は<u>64.25</u>平方キロメートルとなっている。埼玉県<small>の北西部、都心から70km圏にあり</small>、荒川開口部一秩父山地と関東平野との接点に位置する。 町域の地形は、山地、丘陵、台地、低地からなり、大きくは、南西部の山地と北東部の平地に分けられる。また、荒川が東西に横断する。荒川の谷は、標高の低い沖積低地となっている。</p>	<p>(1)地形 (略) 総面積は64.17平方キロメートルとなっている。埼玉県<small>の北西部にあって、首都70km圏</small>、荒川開口部一秩父山地と関東平野との接点に位置する。 町域の地形は、山地、丘陵、台地、低地からなり、大きくは、南西部の山地と北西部の平地に分けられる。また、荒川が東西に横断する。荒川の谷は、標高の低い沖積低地となっている。</p>	時点修正
5	5	<p>(2) 気象 町は埼玉県北西部にあり、関東平野に位置するため、典型的な<u>太平洋岸式</u>気候で(略)</p>	<p>(2) 気象 町は埼玉県北西部にあり、関東平野に位置するため、典型的な<u>表日本型</u>気候で(略)</p>	現状に合わせた表現の適正化
		第2節 社会的特定		
6	5	<p>(1)人口分布 本町の人口は、<u>令和4年4月現在32,462</u>人で昭和60年の31,515人から増加しているが、1世帯あたりの人口は、<u>2.18</u>人と年々減少しており核家族化が進んでいる。 また、昭和60年には、年少人口(0～14歳)の割合が23.08%、高齢者人口(65歳以上)の割合が11.09%であったが、それぞれ<u>9.47%、34.29%</u>となり少子高齢化が着実に進行している。 人口のうち、外国人登録者数は、昭和60年には33人であったが、<u>566</u>人と大きく増加しており、外国人は町全体の約<u>1.7%</u>を占める。 人口流動をみると、昭和60年の国勢調査における昼夜間人口比率は、87.6%であったが、平成12年では84.8%、<u>平成27年では96.3%、令和2年では99.2%であり、増加傾向にある。</u>通勤や通学により町区域外に多くの町民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした町民に関する情報を迅速に収集し提供していくことが重要となる。</p>	<p>(1)人口分布 本町の人口は、<u>平成18年4月現在37,939</u>人で昭和60年の31,515人から増加しているが、1世帯あたりの人口は、<u>2.8</u>人と年々減少しており核家族化が進んでいる。 また、昭和60年には、年少人口(0～14歳)の割合が23.08%、高齢者人口(65歳以上)の割合が11.09%であったが、それぞれ13.36%、20.18%となり少子高齢化が着実に進行している。 人口のうち、外国人登録者数は、昭和60年には33人であったが、439人と大きく増加しており、外国人は町全体の約1%を占める。 人口流動をみると、昭和60年の国勢調査における昼夜間人口比率は、87.6%であったが、平成12年では84.8%<u>であり、年々減少してきている。</u>通勤や通学により町区域外に多くの町民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした町民に関する情報を迅速に収集し提供していくことが重要となる。</p>	時点修正
7	6	<p>(2)道路の状況 町の道路体系は、町の東南から北部を関越自動車道が通過しており、隣接市町にある花園インターチェンジや嵐山小川インターチェンジを利用した広域的な物資の流通が盛んになっている。<u>また、令和3年3月から寄居スマートインターチェンジが全面開通している。</u>(略)</p>	<p>(2)道路の状況 町の道路体系は、町の東南から北部を関越自動車道が通過しており、隣接市町にある花園インターチェンジや嵐山小川インターチェンジを利用し、広域的な物資の流通が盛んになってきた。(略)</p>	現状に合わせた表現の適正化
8	6	<p>(3) 鉄道網 町は、<u>埼玉県の北西部</u>、都心から約70kmに位置し、町のほぼ中央を東武東上線、JR八高線、秩父鉄道が走り、これらの鉄道は、町内の各地区を結ぶと同時に、池袋、八王子、高崎、熊谷、秩父など町外の都市を結んでいる。</p>	<p>(3) 交通網 町は、都心から約70kmの<u>埼玉県の北西部</u>に位置し、町のほぼ中央を東武東上線、JR八高線、秩父鉄道が走り、これらの鉄道は、町内の各地区を結ぶと同時に、池袋、八王子、高崎、熊谷、秩父など町外の都市と結んでいる。 また、東方には、関越自動車道がある。</p>	現状に合わせた表現の適正化
9	6	<p>(5) 危険物施設 町には、消防法に規定する危険物貯蔵施設数が、全町で<u>94</u>箇所である。その多く</p>	<p>(5) 危険物施設 町には、消防法に規定する危険物貯蔵施設数が、全町で137箇所である。その多</p>	時点修正

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由																								
		<p>は、ガソリン、軽油、灯油等を貯蔵している。また、化学薬品などの貯蔵も認められる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市街地</th> <th>西部</th> <th>桜沢</th> <th>折原</th> <th>鉢形</th> <th>男衾</th> <th>用土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵施設</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		市街地	西部	桜沢	折原	鉢形	男衾	用土	貯蔵施設	2	1	7	1	3	5	7	地下タンク貯蔵所	0	6	2	6	5	8	1	<p>くは、ガソリン、軽油、灯油等を貯蔵している。また、化学薬品などの貯蔵も認められる。</p> <p>危険物貯蔵施設で最も多い地域は、男衾地区で34箇所に認められる。次いで多い地区は、折原地区の28箇所である。最も少ない地区は、用土地区であり、5箇所に見られる。町の中心地区である市街地、西部地区では、33箇所である。</p> <p>危険物貯蔵施設別にみると、危険物地下タンク貯蔵所が最も多く51箇所に見られる。危険物地下タンク貯蔵所が多い地区は、西部地区、折原地区と男衾地区で、その箇所数はそれぞれに12箇所である。最も少ない施設は製造所で、鉢形地区に1箇所認められる。</p>	
	市街地	西部	桜沢	折原	鉢形	男衾	用土																					
貯蔵施設	2	1	7	1	3	5	7																					
地下タンク貯蔵所	0	6	2	6	5	8	1																					
10	7	<p>(7) 建築物 町の課税台帳に記載される家屋は、約2万8千棟あり、その約6割が専用住宅となっている。</p>	<p>(7) 建築物 町の課税台帳に記載される住宅は、約2万8千棟あり、その約7割が専用住宅となっている。</p>	時点修正																								
11	7	<p>(8) 消防 町は、常備消防については、深谷市に委託している。なお、常備消防の他に消防団が組織されており、144人(令和4年4月現在)の団員で構成されている。</p>	<p>(8) 消防施設 町は、常備消防については、深谷市に委託している。なお、常備消防の他に消防団が組織されており、町内155人の団員である。</p>	時点修正																								
12	7	<p>(10) 自主防災組織等 ① 自主防災組織 町では町内を67地区に分け、自主防災組織の設立を推進した結果、しているところである。現在すべての地区で自主防災組織が設立されている。 ② 防災備蓄 町では、役場の地下倉庫の他、総合体育館・アタゴ記念館と各地区に防災倉庫を設置し、防災備蓄を進めている。備蓄の内容は、非常食、毛布、発電機、水容器、飲料水精製装置などである。</p>	<p>(10) 自主防災組織等 ① 自主防災組織 町では町内を67地区に分け、自主防災組織の設立を推進しているところである。現在45の自主防災組織が設立されている。 ② 防災備蓄 町では、役場の地下倉庫の他、総合体育館と各地区の小学校に防災倉庫を設置し、防災備蓄を進めている。備蓄の内容は、乾パン、毛布、発電機、水容器、飲料水精製装置などである。</p>	時点修正																								
13	7	<p>(11) ライフライン ① 上水道 町の水道事業は、用土地区の一部を除いた町内全域に水道水を供給している。給水人口は、令和4年3月現在32,297人、給水戸数は15,355戸である。</p>	<p>(11) ライフライン ① 上水道 町の水道事業は、寄居上水道、金尾簡易水道、風布・小林地区簡易水道の3区分となっている。給水人口は、寄居上水道では37,230人、金尾簡易水道では384人、風布・小林地区簡易水道では158人で、町全体の給水人口は37,772人であり、給水戸数は13,496戸である。</p>	時点修正																								
		第5章 国民保護の実施体制																										
		第1節 町の責務																										
14	10	<p>〈参考〉 (2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令、避難措置の指示 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 救援・応援の指示、安否情報の収集・提供 ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置 ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃(NBC攻撃)により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置 ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置 ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>	<p>〈参考〉 (2) 国が実施する主な措置 ① 警報の発令 ② 武力攻撃事態等の情報の提供 ③ 避難措置の指示、救援の指示・支援 ④ 放射性物質等(NBC災害)による汚染への対処 ⑤ 原子炉等による被害の防止 ⑥ 危険物質等に関する危険の防止 ⑦ 感染症等への対処</p>	県国民保護計画との整合																								

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
15	12	<p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>	新規	国資料（国民保護措置の仕組み）との整合
第5節 町民の協力				
16	13	また、 <u>二</u> 次災害を避ける意味からも、町が、町民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。	また、 <u>2</u> 次災害を避ける意味からも、町が、町民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。	現状に合わせた表現の適正化
第6節 武力攻撃等の態様と留意点				
17	13	<p>第6節 武力攻撃等の態様と留意点</p> <p>1 武力攻撃事態の特徴と留意点</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>② 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その</p>	新規	県国民保護計画との整合

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		<p>後関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、町長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、町及び県は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）（以下「J-ALERT」という。）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> <p>(4) 航空攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>(イ) ダムの破壊等</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <p>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>(イ) ダムが破壊された場合の主な被害</p>		

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		<p><u>ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</u></p> <p><u>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>ア 事態例</u></p> <p><u>(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</u></p> <p><u>(イ) 列車等の爆破</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p> <p><u>(2) 攻撃手段による分類</u></p> <p><u>① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>ア 事態例</u></p> <p><u>(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</u></p> <p><u>(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</u></p> <p><u>(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u></p> <p><u>(エ) 水源地に対する毒素等の混入</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>(ア) 放射能の拡散</u></p> <p><u>ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</u></p> <p><u>ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。</u></p> <p><u>小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</u></p> <p><u>(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃</u></p> <p><u>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</u></p> <p><u>(ウ) 化学剤による攻撃</u></p> <p><u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</u></p> <p><u>生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</u></p> <p><u>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>ア 事態例</u></p> <p><u>(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</u></p> <p><u>(イ) 弾道ミサイル等の飛来</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</u></p> <p><u>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</u></p>		
		第2編 平時における準備編		
18	18	<p>武力攻撃事態等が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、<u>関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。</u></p> <p><u>また、避難住民等の救援のための物資については、NBC攻撃による武力攻撃災害等も考えられ、特殊な資機材を必要とする場合も考えられる。</u></p> <p><u>このため、町は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、町民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。</u></p>	<p>武力攻撃事態等が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、町は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、町民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。</p>	<p>県国民保護計画との整合</p>

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		第1章 情報収集、伝達体制の構築		
19	18	<p><u>第1章 情報収集、伝達体制の構築</u></p> <p><u>第1節 通信の確保</u></p> <p><u>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関が情報を迅速かつ的確に共有しながら、連携し対処していくことが重要である。</u></p> <p><u>しかし、関係機関との通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できない事態も考えられる。このため、町は、J-ALERT及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p><u>町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ、被災情報の収集・報告にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</u></p> <p><u>第3節 安否情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p><u>町は、収集した情報を提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努める。</u></p> <p><u>1 町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>2 町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。</u></p>	新規	県国民保護計画との整合
		第2章 迅速な初動体制の確保		
20	19	第2章 迅速な初動体制の確保	第1章 迅速な初動体制の確保	現状に合わせた表現の適正化
		第3節 職員の指定と伝達手段の整備		
21	19	<p>第3節 職員の指定と伝達手段の整備</p> <p>町国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、町庁舎の近隣等に居住する職員の中から（略）</p> <p>なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。</p>	<p>第3節 職員の指定と伝達手段の整備</p> <p>町国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、町庁舎の近隣等に居住する職員の中から（略）</p> <p>なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。</p>	現状に合わせた表現の適正化
		第3章 警報の住民への周知		
22	20	<p>第3章 警報の住民への周知</p> <p><u>1 町は、J-ALERTと既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u> 防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報誌等により住民に周知する。</p> <p><u>2 町は、交通手段が遮断される可能性のある集落や屋外防災行政無線が聞こえにくい地域について、（略）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>メール配信サービス</u> ・ <u>SNS</u> ・ <u>屋内スピーカー（略）</u> 	<p>第2章 警報の住民への周知</p> <p>(1) 町は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</p> <p>(2) 町は、交通手段が遮断される可能性のある集落や屋外防災行政無線が聞こえにくい地域について、（略）</p>	<p>基本指針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化</p> <p>現状に合わせた表現の適正化</p>
		第4章 避難の指示		
23	21	第4章 避難の指示	第3章 避難の指示	現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		第1節 避難の指示の伝達		
24	21	<p><u>第1節 避難の指示の伝達</u></p> <p><u>国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。</u></p> <p><u>知事は、避難経路、交通手段等を明示して町長を通じ住民に避難を指示する。</u></p> <p><u>町長は、直ちに避難実施要領を定め、職員（消防団を含む）を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。</u></p> <p><u>このため、県及び町は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。</u></p>	新規	県国民保護計画との整合
		第2節 モデル避難実施要領の作成		
25	21	なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な <u>要配慮者</u> の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。	なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な <u>災害時要援護者</u> の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
26	22	また、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設やダム、発電所、浄水施設など国民生活に関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、町は、これらの施設に十分に <u>配慮</u> したモデル避難実施要領を作成する。	また、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設やダム、発電所、浄水施設など国民生活に関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、町は、これらの施設に十分にしたモデル避難実施要領を作成する。	現状に合わせた表現の適正化
27	22	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、 <u>要配慮者</u> 等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、 <u>災害時要援護者</u> 等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
28	22	<p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p><u>① 着弾前</u></p> <p><u>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。</u></p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>(ア) 直ちに<u>堅ろう</u>な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラス片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p> <p>(イ) 近くに適切な建物や地下室などが<u>ない</u>時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。(略)</p> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリートなど<u>堅ろう</u>な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。(略)</p> <p>・ <u>車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p><u>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</u></p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>(ア) 直ちに<u>堅牢</u>な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p> <p>(イ) 近くに適切な建物や地下室などが<u>無い</u>時には、無闇に走り回らず頭を守って伏せること。(略)</p> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリートなど<u>堅牢</u>な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。(略)</p> <p>・ <u>車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。</u></p> <p>(略)</p>	県国民保護計画との整合

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由																																												
		<p>② 着弾後 <u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。</u> ア 核兵器の場合</p> <p>(ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。 ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに<u>屋外</u>に脱出しない。(略) (イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。(略) (ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。</p>	<p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>ア 核兵器の場合 (ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。 (イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。 ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに<u>地上</u>に脱出しない。(略) (ウ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。(略) (エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。</p>																																													
29	25	<p>② 兆候を事前に察知できない場合 (略) このため、町は「<u>②</u>弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</p>	<p>② 兆候を事前に察知できない場合 (略) このため、町は「②弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</p>	現状に合わせた表現の適正化																																												
30	26	<p><避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類型項目</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 (略)</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・<u>避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</u></td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	類型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 (略)	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・ <u>避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</u>	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間	(略)	(略)	(略)	(略)	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	<p><避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類型項目</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 (略)</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	類型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 (略)	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・ 着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間	(略)	(略)	(略)	(略)	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・ ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	県国民保護計画との整合
類型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難				航空攻撃からの避難																																										
			兆候がある場合	兆候がない場合																																												
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 (略)	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・ <u>避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</u>	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																												
避難時間	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。																																												
類型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難																																													
			兆候がある場合	兆候がない場合																																												
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 (略)	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・ 着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																												
避難時間	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・ ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。																																												

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
31	26	避難時間 ・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	避難時間 ・極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。	現状に合わせた表現の適正化
第3節 避難人数の把握				
32	27	2 要配慮者の把握 (2) 在宅の要配慮者について 町は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先について把握に努める。	2 災害時要援護者の把握 (2) 在宅の災害時要援護者について 町は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先について把握に努める。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
第4節 避難指示の周知				
33	27	(1) 住民への周知方法 ① 町は、 <u>J-ALERTと既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u> あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を經由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、複数の方法を定め、広報誌等により住民に周知する。	(1) 住民への周知方法 ① 町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を經由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、 あらかじめ 複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。	基本指針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化
34	27	(2) 要配慮者への周知方法 ② 在宅の要配慮者への周知方法 町は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	(2) 災害時要援護者への周知方法 ② 在宅の災害時要援護者への周知方法 町は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
35	28	③ 外国人への周知方法 町は、外国語の原稿による町防災行政無線での放送や（略）	③ 外国人への周知方法 町は、外国語の原稿による 市町村 防災行政無線での放送や（略）	現状に合わせた表現の適正化
36	28	(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 町は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。	(4) <u>情報通信機器の活用</u> 町は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。	現状に合わせた表現の適正化（消防庁通知（Jアラートの情報伝達の連携及び多様化推進）との整合を図るため）
第5節 避難交通手段の決定				
37	28	自家用自動車の使用については、指定された地域について、使用する車両や交通規制の内容などを避難実施要領に定めるところにより、使用を認めるものとする。 なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、町の公用車等を使用できるものとする。	自家用自動車の使用については、 原則禁止とする。ただし、 指定された地域について は 、使用する車両や交通規制の内容などを避難実施要領に定めるところにより、使用を認めるものとする。 なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、町の公用車等を使用できるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 基本指針との整合（自家用車を利用した避難について基本指針の平仄と整合を図るため）
38	29	(4)町が保有する車両 （略） なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。 （略） (6)要配慮者への配慮 （略）なお、上記車両による避難誘導に従事する職員を第2編第2章第2節の職員配備計画に定めておく。	(4)町が保有する車両 （略） なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。 （略） (6)災害時要援護者への配慮 （略）なお、上記車両による避難誘導に従事する職員を第2編第4章第2節の職員配備計画に定めておく。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
第6節 避難候補路の選定				
39	30	<u>【決定基準】</u> ①県が指定した候補路に接続する主要な町道 ②県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路 ア 第2編第4章第8節に規定する避難施設	①県が指定した候補路に接続する主要な町道 ②県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路 ア 第2編第3章第7節に規定する避難施設	県国民保護計画との整合

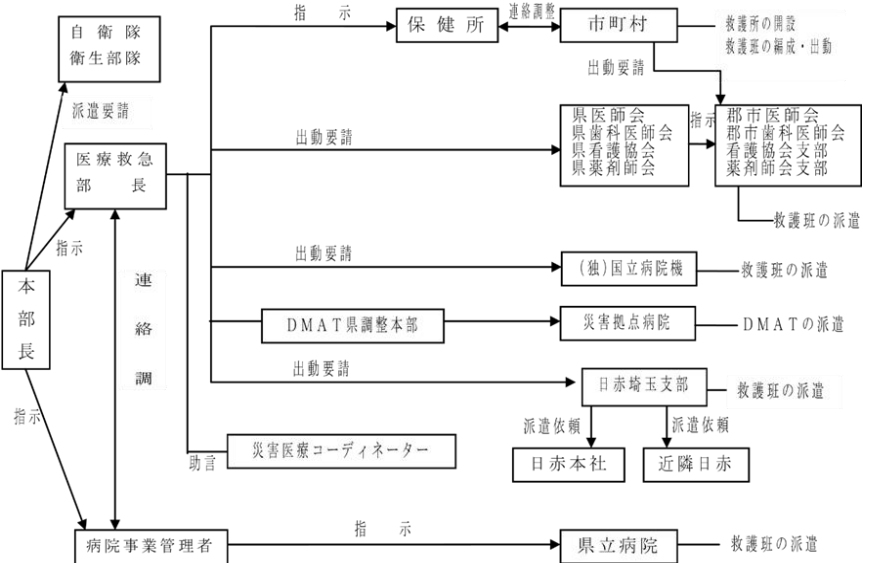
「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		第7節 運送順序の決定		
40	30	<p>【運送順序】</p> <p>① 重病者、重傷者、障害者、妊産婦</p> <p>② 高齢者、乳幼児、児童</p> <p>③ その他の住民</p>	<p>① 重病者、重傷者、障害者、妊産婦</p> <p>② 高齢者、乳幼児、児童</p> <p>③ その他の住民</p>	現状に合わせた表現の適正化
		第8節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制		
41	30	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、県の避難施設の指定に協力するとともに、<u>その指定に際しては、避難施設に避難住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。</u></p> <p><u>また、多数の避難住民の受け入れに当たっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、旅館や民宿、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民の受け入れの協力関係を構築するように努める。</u></p> <p><u>なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、町を経由する。</u></p> <p>【避難施設の指定要件】</p> <p>① <u>公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p>② <u>爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p>③ <u>避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p>④ <u>物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p>⑤ <u>危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p>⑥ <u>車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p>	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、県の避難施設の指定に協力するとともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、町を経由する。</p>	基本指針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化
42	32	<p>4 避難施設の周知</p> <p>町は、以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。</p> <p>(1) 広報誌</p>	<p>4 避難施設の周知</p> <p>町は、以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。</p> <p>(1) 広報紙</p>	現状に合わせた表現の適正化
		第9節 被災者に対する住宅供給対策		
43	32	<p>なお、その際には、高齢者や障害者等の要配慮者対策について配慮する。</p> <p>また、<u>応急仮設住宅等の迅速な供給を行うための体制を整備しておく。</u></p> <p>1 応急仮設住宅等建設予定地の選定</p> <p><u>建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。</u></p> <p>【選定する基準】</p> <p>① <u>飲料水が得やすい場所</u></p> <p>② <u>保健衛生上適当な場所</u></p> <p>③ <u>交通の便を考慮した場所</u></p> <p>④ <u>居住地域と隔離していない場所</u></p> <p><u>建設予定地は原則として町有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。</u></p> <p>2 資機材の調達・人員の確保等</p> <p>町は、建設業関係団体との間に、(略)</p>	<p>なお、その際には、高齢者や障害者等の災害時要援護者対策について配慮する。</p> <p>また、町は、建設業関係団体との間に、(略)</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		第10節 避難住民集合場所の指定		
44	33	2 避難住民集合場所の周知 町は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知する。 (1) 広報誌 (2) 避難住民集合場所マップの作成及び配布	2 避難住民集合場所の周知 町は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知する。 (1) 広報紙	現状に合わせた表現の適正化
		第12節 避難誘導の補助		
45	33	<u>第12節 避難誘導の補助</u> <u>多数の避難住民を受け入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の配給への補助が必要となる。そのため、町は、避難経路等において、避難住民に対してパンフレット等を直接配布できるように日頃から準備しておく。なお、パンフレットは多言語により作成し、外国人の誘導にも配慮する。</u> また、移動途中の避難住民に対して、食料、飲料水、必要な情報の提供ができるよう日頃から準備しておく。	新規	モデル計画との整合
		第5章 緊急物資の備蓄等		
46	34	第5章 緊急物資の備蓄等	第4章 緊急物資の備蓄等	現状に合わせた表現の適正化
		第1節 緊急物資の備蓄		
47	34	1 緊急物資の備蓄 (略) このため、備蓄にあたっては、町、 <u>県</u> 、町民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、(略)	1 緊急物資の備蓄 (略) このため、備蓄にあたっては、町、町民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、(略)	県国民保護計画との整合
48	35	2 備蓄品の管理 備蓄品の品目及び数量等は、 <u>防災対策主管</u> 課が全体を掌握しておくものとする。 管理場所は以下のとおりとする。 (1)～(8) (略) <u>(9) 寄居町立寄居中学校防災倉庫</u> <u>(10) 寄居町立城南中学校防災倉庫</u> <u>(11) 寄居町立男衾中学校防災倉庫</u> <u>(12) 中央公民館防災倉庫</u> <u>(13) 鉢形財産区会館防災倉庫</u> <u>(14) 総合社会福祉センターかわせみ荘防災倉庫</u> <u>(15) 西部コミュニティセンター防災倉庫</u> <u>(16) 男衾コミュニティセンター防災倉庫</u> <u>(17) 生涯学習舎物資拠点</u> <u>(18) 保健福祉総合センター防災倉庫</u> <u>(19) 川北防災備蓄拠点施設</u>	2 備蓄品の管理 備蓄品の品目及び数量等は、 <u>総務</u> 課が全体を掌握しておくものとする。 管理場所は以下のとおりとする。 (1)～(8) (略)	現状に合わせた表現の適正化
		第3節 町が管理する施設及び設備の整備等		
49	36	2 復旧のための各種資料の整備等 町は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。	2 復旧のための各種資料の整備等 町は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、 <u>地籍調査の結果に基づき</u> 土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。	現状に合わせた表現の適正化
		第6章 緊急物資運送計画の策定		
50	36	第6章 緊急物資運送計画の策定	第5章 緊急物資運送計画の策定	現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		第1節 運送路の決定基準		
51	36	緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第1.1節と同様に行う。	緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第3章第1.0節と同様に行う。	現状に合わせた表現の適正化
		第7章 医療体制の整備		
52	38	第7章 医療体制の整備 (略) なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、 <u>二次</u> 災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。	第6章 医療体制の整備 (略) なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、 <u>2</u> 次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。	現状に合わせた表現の適正化
		第1節 初期医療体制の整備		
53	39	○ 住民に対する応急手当普及啓発の推進 武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民による応急手当ができるように救命講習を実施する。	○ 住民に対する応急手当普及啓発の推進 武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当ができるように救命講習を実施する。	現状に合わせた表現の適正化
54	39	2 各機関の初期医療体制 (1) 初期医療活動を行う組織と役割救護班の編成 <u>武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。</u> 	2 救護班の編成等	県国民保護計画との整合
55	40	② 連絡窓口等の把握 町は、あらかじめ関係機関の連絡 <u>窓口</u> を把握するとともに、要請等の手続について定める。	② 連絡窓口等の把握 町は、あらかじめ関係機関の連絡把握するとともに、要請等の手続について定める。	現状に合わせた表現の適正化
		第2節 傷病者搬送体制の整備		
56	40	1 搬送先順位、経路の決定 消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、(略) 2 民間事業者との協力 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、消防本部は民間の患者等搬送事業者等と、(略)	1 搬送先順位、経路の決定 <u>各</u> 消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、(略) 2 民間事業者との協力 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、 <u>各</u> 消防本部は民間の患者等搬送事業者等と、(略)	現状に合わせた表現の適正化
		第3節 保健衛生体制の整備		
57	41	4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、(略) このため町は、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。 (1)~(3)略 <u>なお、棺等火葬資材の不足などの際は、必要に応じて協定先の葬祭事業団体の協力を</u>	4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、(略) このため町は、 <u>埋・火葬救援対策を適切に実施するため</u> 、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。 (1)~(3)略	県国民保護計画との整合 現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		<u>得るものとする。</u>		
		第8章 生活関連等施設の管理体制の充実		
58	42	第8章 生活関連等施設の管理体制の充実	第7章 生活関連等施設の管理体制の充実	現状に合わせた表現の適正化
		第1節 生活関連等施設の管理体制の整備		
59	42	有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすい <u>ことから、関連機関と連携して実態の把握等に努める。</u>	有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすい。	項目の説明概要として追加（市町村モデル計画参照）
		第2節 核燃料物質運送中の関係機関との連携整備		
60	43	このため町は、 <u>原子力規制庁</u> 、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。	このため町は、国土交通省、 経済産業省 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。	国の所管省庁の変更
		第9章 文化財保護対策の準備		
61	43	第9章 文化財保護対策の準備	第8章 文化財保護対策の準備	現状に合わせた表現の適正化
62	43	(2) <u>消火等のため出動を要請する関係市町村の消防機関</u> (3) <u>重要文化財等を一時的に避難させる施設</u>	(2) 重要文化財等を一時的に避難させる施設	県国民保護計画との整合
		第10章 研修の実施		
63	43	第10章 研修の実施	第9章 研修の実施	現状に合わせた表現の適正化
		第11章 訓練の実施等		
64	44	第11章 訓練の実施等 (略) そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとする。</u> なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。 <u>さらに、多数の避難住民を受け入れる場合を考慮し、近隣の市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努める。</u>	第10章 訓練の実施等 (略) そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。	基本指針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化
		第1節 町の訓練		
65	45	② 警報、避難指示の伝達訓練 警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市町村計画で定めた方法を用いて <u>実施</u> し、検証を行う。	② 警報、避難指示の伝達訓練 警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市町村計画で定めた方法を用いて <u>実</u> し、検証を行う。	現状に合わせた表現の適正化
		第2節 民間における訓練等		
66	45	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>要配慮者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>災害時要援護者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
		第12章 町民との協力関係の構築		
67	46	第12章 町民との協力関係の構築	第11章 町民との協力関係の構築	現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
第2節 自主防災組織との協力関係の構築				
68	46	<p>(1) 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等</p> <p>(2) 活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</p> <p>(3) 組織の活性化の促進 助言・指導、<u>先進団体の取組の紹介</u>等</p> <p>【自主防災組織に協力を求める事項】</p> <p>① 住民の避難に関する訓練への参加</p> <p>② 避難住民の誘導への協力</p> <p>③ 救援への協力</p> <p>④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>⑤ 保健衛生の確保への協力</p>	<p>(1) <u>自主防災組織の結成促進</u> <u>結成への指導</u></p> <p>(2) 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等</p> <p>(3) 活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</p> <p>(4) 組織の活性化の促進 助言・指導、モデル組織の設置への助成等</p> <p>【自主防災組織に協力を求める事項】</p> <p>① 住民の避難に関する訓練への参加</p> <p>② 避難住民の誘導への協力</p> <p>③ 救援への協力</p> <p>④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>⑤ 保健衛生の確保への協力</p>	現状に合わせた表現の適正化
第3節 ボランティアとの協力関係の構築				
69	47	<p>また、ボランティアセンターの運営は<u>町社会福祉協議会</u>、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、町は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。</p> <p>【ボランティアに協力を求める事項】</p> <p>① 住民の避難に関する訓練への参加</p> <p>② 避難住民の誘導への協力</p> <p>③ 救援への協力</p> <p>④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>⑤ 保健衛生の確保への協力</p>	<p>また、ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、町は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。</p> <p>【ボランティアに協力を求める事項】</p> <p>① 住民の避難に関する訓練への参加</p> <p>② 避難住民の誘導への協力</p> <p>③ 救援への協力</p> <p>④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>⑤ 保健衛生の確保への協力</p>	現状に合わせた表現の適正化
第3編 武力攻撃事態等対処編				
第1章 実施体制の確保				
第1節 全庁的な体制の整備				
70	49	第2編第 <u>2</u> 章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。	第2編第 4 章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。	現状に合わせた表現の適正化
第2節 町国民保護対策本部の組織等				
71	49	<p>ア 本部長 町長</p> <p>イ 副本部長 <u>副町長</u></p> <p>ウ 本部員 教育長、各課長<u>職、消防団長</u></p>	<p>ア 本部長 町長</p> <p>イ 副本部長 <u>助役</u></p> <p>ウ 本部員 収入役、教育長、各課長</p>	現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由																																																																																																																				
72	51	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="498 268 1359 709"> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>教育長、総務課長、総合政策課長、財務課長、自治防災課長、税務課長、町民課長、 子育て支援課長、福祉課長、健康づくり課長、人権推進課長、生活環境エコタウン課長、農林課長、商工観光課長、中心市街地活性化推進室長、 企業誘致戦略室長、建設課長、都市計画課長、 上下水道課長、会計課、教育総務課長、 教育指導課長、生涯学習課長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> </table>	本部長	町長	副本部長	副町長	本部員	教育長、総務課長、 総合政策課長、財務課長、自治防災課長、 税務課長、町民課長、 子育て支援課長、福祉課長、 健康づくり課長、 人権推進課長、 生活環境エコタウン課長、 農林課長、 商工観光課長、 中心市街地活性化推進室長、 企業誘致戦略室長、 建設課長、都市計画課長、 上下水道課長、 会計課、教育総務課長、 教育指導課長、 生涯学習課長、議会事務局長、 消防団長	<table border="1" data-bbox="1427 300 2279 709"> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、税務課長 町民課長、福祉課長、健康増進課長、人権推進課長 環境衛生課長、農林課長、商工観光課長、建設課長 都市計画課長、下水道課長、水道課長、学務課長 生涯学習課長、文化財課長、議会事務局長</td> </tr> </table>	本部長	町長	副本部長	助役	本部員	収入役、 教育長、総務課長、 企画財政課長、 税務課長 町民課長、福祉課長、 健康増進課長、 人権推進課長 環境衛生課長、 農林課長、 商工観光課長、 建設課長 都市計画課長、 下水道課長、 水道課長、 学務課長 生涯学習課長、 文化財課長、 議会事務局長	<p>現状に合わせた表現の適正化</p>																																																																																																								
本部長	町長																																																																																																																							
副本部長	副町長																																																																																																																							
本部員	教育長、総務課長、 総合政策課長、財務課長、自治防災課長、 税務課長、町民課長、 子育て支援課長、福祉課長、 健康づくり課長、 人権推進課長、 生活環境エコタウン課長、 農林課長、 商工観光課長、 中心市街地活性化推進室長、 企業誘致戦略室長、 建設課長、都市計画課長、 上下水道課長、 会計課、教育総務課長、 教育指導課長、 生涯学習課長、議会事務局長、 消防団長																																																																																																																							
本部長	町長																																																																																																																							
副本部長	助役																																																																																																																							
本部員	収入役、 教育長、総務課長、 企画財政課長、 税務課長 町民課長、福祉課長、 健康増進課長、 人権推進課長 環境衛生課長、 農林課長、 商工観光課長、 建設課長 都市計画課長、 下水道課長、 水道課長、 学務課長 生涯学習課長、 文化財課長、 議会事務局長																																																																																																																							
73	51	<table border="1" data-bbox="409 762 1142 1329"> <tr> <td rowspan="3">現地对策本部</td> <td colspan="12">部</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>水道部</td> <td colspan="3">建設部</td> <td colspan="3">福祉部</td> <td>総務部</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>教育 総務 課長</td> <td>上下 水道 課長</td> <td colspan="3">建設 課長</td> <td colspan="3">福祉 課長</td> <td>総務 課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td colspan="12">班</td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td>学務班</td> <td>上下水道班</td> <td>商工観光班</td> <td>都市計画班</td> <td>農林班</td> <td>建設班</td> <td>町民班</td> <td>環境衛生班</td> <td>福祉班</td> <td>税務班</td> <td>企画財政班</td> <td>総務班</td> </tr> </table>	現地对策本部	部												教育部	水道部	建設部			福祉部			総務部	部	教育 総務 課長	上下 水道 課長	建設 課長			福祉 課長			総務 課長	部長	班												生涯学習班	学務班	上下水道班	商工観光班	都市計画班	農林班	建設班	町民班	環境衛生班	福祉班	税務班	企画財政班	総務班	<table border="1" data-bbox="1418 800 2205 1329"> <tr> <td rowspan="3">現地对策本部</td> <td colspan="12">部</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>水道部</td> <td colspan="3">建設部</td> <td colspan="3">福祉部</td> <td>総務部</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>学務 課長</td> <td>水道 課長</td> <td colspan="3">建設 課長</td> <td colspan="3">福祉 課長</td> <td>総務 課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td colspan="12">班</td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td>学務班</td> <td>水道班</td> <td>商工観光班</td> <td>都市計画班</td> <td>農林班</td> <td>建設班</td> <td>町民班</td> <td>環境衛生班</td> <td>福祉班</td> <td>税務班</td> <td>企画財政班</td> <td>総務班</td> </tr> </table>	現地对策本部	部												教育部	水道部	建設部			福祉部			総務部	部	学務 課長	水道 課長	建設 課長			福祉 課長			総務 課長	部長	班												生涯学習班	学務班	水道班	商工観光班	都市計画班	農林班	建設班	町民班	環境衛生班	福祉班	税務班	企画財政班	総務班	
現地对策本部	部																																																																																																																							
	教育部	水道部		建設部			福祉部			総務部	部																																																																																																													
	教育 総務 課長	上下 水道 課長	建設 課長			福祉 課長			総務 課長	部長																																																																																																														
班																																																																																																																								
生涯学習班	学務班	上下水道班	商工観光班	都市計画班	農林班	建設班	町民班	環境衛生班	福祉班	税務班	企画財政班	総務班																																																																																																												
現地对策本部	部																																																																																																																							
	教育部	水道部	建設部			福祉部			総務部	部																																																																																																														
	学務 課長	水道 課長	建設 課長			福祉 課長			総務 課長	部長																																																																																																														
班																																																																																																																								
生涯学習班	学務班	水道班	商工観光班	都市計画班	農林班	建設班	町民班	環境衛生班	福祉班	税務班	企画財政班	総務班																																																																																																												

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由																												
74	52	<p>1 本部直轄事務 (<u>自治防災課</u>)</p> <p>2 部の組織及び職制</p> <table border="1" data-bbox="400 401 1160 978"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>班及び担当課</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>総務班 (担当課) 総務課 <u>自治防災課</u> 会計課 議会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部の運営に関すること 職員の動員及び調整に関すること 各部との連絡調整に関すること <u>報道機関との連絡調整に関すること</u> <u>広報に関すること</u> <u>武力攻撃災害写真の撮影収集に関すること</u> <u>義援金の受け入れ及び配分に関すること</u> 防災行政無線及び警報に関すること 武力攻撃災害情報の管理、分析に関すること 特殊標章等交付に関すること 消防・消防団との連絡調整に関すること 避難実施要領策定に関すること 緊急物資の備蓄等に関すること 行政区、自主防災組織に関すること 車両の調達、配車に関すること 武力攻撃災害経費の支出に関すること 見舞金品の受取及び一時保管に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部	部長	班及び担当課	主な業務	総務部	総務課長	総務班 (担当課) 総務課 <u>自治防災課</u> 会計課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部の運営に関すること 職員の動員及び調整に関すること 各部との連絡調整に関すること <u>報道機関との連絡調整に関すること</u> <u>広報に関すること</u> <u>武力攻撃災害写真の撮影収集に関すること</u> <u>義援金の受け入れ及び配分に関すること</u> 防災行政無線及び警報に関すること 武力攻撃災害情報の管理、分析に関すること 特殊標章等交付に関すること 消防・消防団との連絡調整に関すること 避難実施要領策定に関すること 緊急物資の備蓄等に関すること 行政区、自主防災組織に関すること 車両の調達、配車に関すること 武力攻撃災害経費の支出に関すること 見舞金品の受取及び一時保管に関すること 	<p>1 本部直轄事務 (<u>総務課</u>)</p> <p>2 部の組織及び職制</p> <table border="1" data-bbox="1409 380 2110 1020"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>班及び担当課</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>総務班 (担当課) 総務課 会計課 議会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部の運営に関すること 職員の動員及び調整に関すること 各部との連絡調整に関すること 防災行政無線及び警報に関すること 武力攻撃災害情報の管理、分析に関すること 特殊標章等交付に関すること 消防・消防団との連絡調整に関すること 避難実施要領策定に関すること 緊急物資の備蓄等に関すること 行政区、自主防災組織に関すること 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること 町有財産の応急対策に関すること 車両の調達、配車に関すること 武力攻撃災害経費の支出に関すること 見舞金品の受取及び一時保管に関すること その他各部に属さないこと </td> </tr> </tbody> </table>	部	部長	班及び担当課	主な業務	総務部	総務課長	総務班 (担当課) 総務課 会計課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部の運営に関すること 職員の動員及び調整に関すること 各部との連絡調整に関すること 防災行政無線及び警報に関すること 武力攻撃災害情報の管理、分析に関すること 特殊標章等交付に関すること 消防・消防団との連絡調整に関すること 避難実施要領策定に関すること 緊急物資の備蓄等に関すること 行政区、自主防災組織に関すること 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること 町有財産の応急対策に関すること 車両の調達、配車に関すること 武力攻撃災害経費の支出に関すること 見舞金品の受取及び一時保管に関すること その他各部に属さないこと 	現状に合わせた表現の適正化												
部	部長	班及び担当課	主な業務																													
総務部	総務課長	総務班 (担当課) 総務課 <u>自治防災課</u> 会計課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部の運営に関すること 職員の動員及び調整に関すること 各部との連絡調整に関すること <u>報道機関との連絡調整に関すること</u> <u>広報に関すること</u> <u>武力攻撃災害写真の撮影収集に関すること</u> <u>義援金の受け入れ及び配分に関すること</u> 防災行政無線及び警報に関すること 武力攻撃災害情報の管理、分析に関すること 特殊標章等交付に関すること 消防・消防団との連絡調整に関すること 避難実施要領策定に関すること 緊急物資の備蓄等に関すること 行政区、自主防災組織に関すること 車両の調達、配車に関すること 武力攻撃災害経費の支出に関すること 見舞金品の受取及び一時保管に関すること 																													
部	部長	班及び担当課	主な業務																													
総務部	総務課長	総務班 (担当課) 総務課 会計課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策本部の運営に関すること 職員の動員及び調整に関すること 各部との連絡調整に関すること 防災行政無線及び警報に関すること 武力攻撃災害情報の管理、分析に関すること 特殊標章等交付に関すること 消防・消防団との連絡調整に関すること 避難実施要領策定に関すること 緊急物資の備蓄等に関すること 行政区、自主防災組織に関すること 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること 町有財産の応急対策に関すること 車両の調達、配車に関すること 武力攻撃災害経費の支出に関すること 見舞金品の受取及び一時保管に関すること その他各部に属さないこと 																													
75	53	<table border="1" data-bbox="400 1073 1160 1839"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> と <u>避難所の整備、維持管理及び避難住民の把握に関すること</u> その他各部に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>企画財政班 (担当課) <u>財務課</u> <u>総合政策課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること <u>庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること</u> <u>町有財産の応急対策に関すること</u> 武力攻撃災害情報の管理に関すること 武力攻撃災害の各種調査に関すること 安否情報の収集及び提供に関すること 部内の協力に関すること </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>税務班 (担当課) 税務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町税減免及び納税延期に関すること 被害情報及び被害状況等の収集・報告に関すること 部内の協力に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉課長</td> <td>福祉班 (担当課) 福祉課 <u>健康づくり課</u> <u>子育て支援課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 医師会、各医療機関、保健所、日赤活動等との連絡調整に関すること 医療の提供及び助産に関すること 国民保護計画に定める救護班の編成及び出動要請に関すること 炊き出し及び主食食料供給に関すること 飲料水の供給、確保に関すること 救急薬品の供給、確保に関すること 生活必需品の調達、あっせんに関すること 被災者の被害状況の集約に関すること 福祉施設の被害状況の調査に関すること 諸物資の配給に関すること 福祉施設の応急対策に関すること 保育園児の避難に関すること 部内の協力に関すること </td> </tr> </tbody> </table>				<ul style="list-style-type: none"> と <u>避難所の整備、維持管理及び避難住民の把握に関すること</u> その他各部に属さないこと 	総務部	総務課長	企画財政班 (担当課) <u>財務課</u> <u>総合政策課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること <u>庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること</u> <u>町有財産の応急対策に関すること</u> 武力攻撃災害情報の管理に関すること 武力攻撃災害の各種調査に関すること 安否情報の収集及び提供に関すること 部内の協力に関すること 			税務班 (担当課) 税務課	<ul style="list-style-type: none"> 町税減免及び納税延期に関すること 被害情報及び被害状況等の収集・報告に関すること 部内の協力に関すること 	福祉部	福祉課長	福祉班 (担当課) 福祉課 <u>健康づくり課</u> <u>子育て支援課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 医師会、各医療機関、保健所、日赤活動等との連絡調整に関すること 医療の提供及び助産に関すること 国民保護計画に定める救護班の編成及び出動要請に関すること 炊き出し及び主食食料供給に関すること 飲料水の供給、確保に関すること 救急薬品の供給、確保に関すること 生活必需品の調達、あっせんに関すること 被災者の被害状況の集約に関すること 福祉施設の被害状況の調査に関すること 諸物資の配給に関すること 福祉施設の応急対策に関すること 保育園児の避難に関すること 部内の協力に関すること 	<table border="1" data-bbox="1409 1073 2110 1839"> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>企画財政班 (担当課) <u>企画財政課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること 武力攻撃災害情報の管理に関すること 武力攻撃災害の各種調査に関すること 安否情報の収集及び提供に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 広報活動に関すること 武力攻撃災害写真の撮影収集に関すること 部内の協力に関すること </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>税務班 (担当課) 税務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町税減免及び納税延期に関すること 被害情報及び被害状況等の収集・報告に関すること 部内の協力に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉課長</td> <td>福祉班 (担当課) 福祉課 <u>健康増進課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 医師会、各医療機関、保健所、日赤活動等との連絡調整に関すること 医療の提供及び助産に関すること 国民保護計画に定める救護班の編成及び出動要請に関すること 炊き出し及び主食食料供給に関すること 飲料水の供給、確保に関すること 救急薬品の供給、確保に関すること 生活必需品の調達、あっせんに関すること 被災者の被害状況の集約に関すること 福祉施設の被害状況の調査に関すること 諸物資の配給に関すること 義援金の受け入れ及び配分に関すること 福祉施設の応急対策に関すること 保育園児の避難に関すること 部内の協力に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	総務部	総務課長	企画財政班 (担当課) <u>企画財政課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること 武力攻撃災害情報の管理に関すること 武力攻撃災害の各種調査に関すること 安否情報の収集及び提供に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 広報活動に関すること 武力攻撃災害写真の撮影収集に関すること 部内の協力に関すること 			税務班 (担当課) 税務課	<ul style="list-style-type: none"> 町税減免及び納税延期に関すること 被害情報及び被害状況等の収集・報告に関すること 部内の協力に関すること 	福祉部	福祉課長	福祉班 (担当課) 福祉課 <u>健康増進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 医師会、各医療機関、保健所、日赤活動等との連絡調整に関すること 医療の提供及び助産に関すること 国民保護計画に定める救護班の編成及び出動要請に関すること 炊き出し及び主食食料供給に関すること 飲料水の供給、確保に関すること 救急薬品の供給、確保に関すること 生活必需品の調達、あっせんに関すること 被災者の被害状況の集約に関すること 福祉施設の被害状況の調査に関すること 諸物資の配給に関すること 義援金の受け入れ及び配分に関すること 福祉施設の応急対策に関すること 保育園児の避難に関すること 部内の協力に関すること 	現状に合わせた表現の適正化
			<ul style="list-style-type: none"> と <u>避難所の整備、維持管理及び避難住民の把握に関すること</u> その他各部に属さないこと 																													
総務部	総務課長	企画財政班 (担当課) <u>財務課</u> <u>総合政策課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること <u>庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること</u> <u>町有財産の応急対策に関すること</u> 武力攻撃災害情報の管理に関すること 武力攻撃災害の各種調査に関すること 安否情報の収集及び提供に関すること 部内の協力に関すること 																													
		税務班 (担当課) 税務課	<ul style="list-style-type: none"> 町税減免及び納税延期に関すること 被害情報及び被害状況等の収集・報告に関すること 部内の協力に関すること 																													
福祉部	福祉課長	福祉班 (担当課) 福祉課 <u>健康づくり課</u> <u>子育て支援課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 医師会、各医療機関、保健所、日赤活動等との連絡調整に関すること 医療の提供及び助産に関すること 国民保護計画に定める救護班の編成及び出動要請に関すること 炊き出し及び主食食料供給に関すること 飲料水の供給、確保に関すること 救急薬品の供給、確保に関すること 生活必需品の調達、あっせんに関すること 被災者の被害状況の集約に関すること 福祉施設の被害状況の調査に関すること 諸物資の配給に関すること 福祉施設の応急対策に関すること 保育園児の避難に関すること 部内の協力に関すること 																													
総務部	総務課長	企画財政班 (担当課) <u>企画財政課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること 武力攻撃災害情報の管理に関すること 武力攻撃災害の各種調査に関すること 安否情報の収集及び提供に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 広報活動に関すること 武力攻撃災害写真の撮影収集に関すること 部内の協力に関すること 																													
		税務班 (担当課) 税務課	<ul style="list-style-type: none"> 町税減免及び納税延期に関すること 被害情報及び被害状況等の収集・報告に関すること 部内の協力に関すること 																													
福祉部	福祉課長	福祉班 (担当課) 福祉課 <u>健康増進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営に関すること 医師会、各医療機関、保健所、日赤活動等との連絡調整に関すること 医療の提供及び助産に関すること 国民保護計画に定める救護班の編成及び出動要請に関すること 炊き出し及び主食食料供給に関すること 飲料水の供給、確保に関すること 救急薬品の供給、確保に関すること 生活必需品の調達、あっせんに関すること 被災者の被害状況の集約に関すること 福祉施設の被害状況の調査に関すること 諸物資の配給に関すること 義援金の受け入れ及び配分に関すること 福祉施設の応急対策に関すること 保育園児の避難に関すること 部内の協力に関すること 																													

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由																																
76	54	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="409 241 507 436">福祉部</td> <td data-bbox="507 241 638 436">福祉課長</td> <td data-bbox="638 241 825 436"> 環境衛生班 (担当課) <u>生活環境エコタウン課</u> </td> <td data-bbox="825 241 1139 436"> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき、廃棄物等の処理に関する事 ・国民保護計画に規定する防疫活動の応援に関する事 ・動物保護、猛獣対策に関する事 ・死体の処理及び埋火葬に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 436 507 541"></td> <td data-bbox="507 436 638 541">町民班 (担当課) 町民課 人権推進課</td> <td data-bbox="638 436 825 541"></td> <td data-bbox="825 436 1139 541"> <ul style="list-style-type: none"> ・町民相談に関する事 ・その他の証明に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 541 507 877">建設部</td> <td data-bbox="507 541 638 877">建設課長</td> <td data-bbox="638 541 825 877">建設班 (担当課) 建設課</td> <td data-bbox="825 541 1139 877"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の土木施設の被害状況の収集に関する事 ・武力攻撃災害の作業員確保に関する事 ・道路、河川、堤防、橋梁等の応急修繕に関する事 ・仮設住宅に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・公営住宅の応急対策に関する事 ・住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関する事。 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 877 507 1010"></td> <td data-bbox="507 877 638 1010"></td> <td data-bbox="638 877 825 1010">農林班 (担当課) 農林課</td> <td data-bbox="825 877 1139 1010"> <ul style="list-style-type: none"> ・主要食料の調達、あつせんに関する事 ・農業関係被害の調査報告に関する事 ・農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ・家畜の逸走対策に関する事 </td> </tr> </table>	福祉部	福祉課長	環境衛生班 (担当課) <u>生活環境エコタウン課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき、廃棄物等の処理に関する事 ・国民保護計画に規定する防疫活動の応援に関する事 ・動物保護、猛獣対策に関する事 ・死体の処理及び埋火葬に関する事 ・部内の協力に関する事 		町民班 (担当課) 町民課 人権推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・町民相談に関する事 ・その他の証明に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・部内の協力に関する事 	建設部	建設課長	建設班 (担当課) 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の土木施設の被害状況の収集に関する事 ・武力攻撃災害の作業員確保に関する事 ・道路、河川、堤防、橋梁等の応急修繕に関する事 ・仮設住宅に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・公営住宅の応急対策に関する事 ・住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関する事。 ・部内の協力に関する事 			農林班 (担当課) 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食料の調達、あつせんに関する事 ・農業関係被害の調査報告に関する事 ・農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ・家畜の逸走対策に関する事 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1418 241 1516 436">福祉部</td> <td data-bbox="1516 241 1647 436">福祉課長</td> <td data-bbox="1647 241 1834 436"> 環境衛生班 (担当課) <u>環境衛生課</u> </td> <td data-bbox="1834 241 2119 436"> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき、廃棄物等の処理に関する事 ・国民保護計画に規定する防疫活動の応援に関する事 ・動物保護、猛獣対策に関する事 ・死体の処理及び埋火葬に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 436 1516 541"></td> <td data-bbox="1516 436 1647 541">町民班 (担当課) 町民課 人権推進課</td> <td data-bbox="1647 436 1834 541"></td> <td data-bbox="1834 436 2119 541"> <ul style="list-style-type: none"> ・町民相談に関する事 ・ボランティアの受け入れに関する事 ・その他の証明に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 541 1516 800">建設部</td> <td data-bbox="1516 541 1647 800">建設課長</td> <td data-bbox="1647 541 1834 800">建設班 (担当課) 建設課</td> <td data-bbox="1834 541 2119 800"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の土木施設の被害状況の収集に関する事 ・避難所の整備、維持管理及び避難住民の把握に関する事 ・武力攻撃災害の作業員確保に関する事 ・道路、河川、堤防、橋梁等の応急修繕に関する事 ・避難所その他仮設住宅に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・公営住宅の応急対策に関する事 ・住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関する事。 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 800 1516 982"></td> <td data-bbox="1516 800 1647 982"></td> <td data-bbox="1647 800 1834 982">農林班 (担当課) 農林課</td> <td data-bbox="1834 800 2119 982"> <ul style="list-style-type: none"> ・主要食料の調達、あつせんに関する事 ・衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事 ・農業関係被害の調査報告に関する事 ・農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ・家畜の逸走対策に関する事 ・農業集落排水施設の被害状況調査に関する事 </td> </tr> </table>	福祉部	福祉課長	環境衛生班 (担当課) <u>環境衛生課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき、廃棄物等の処理に関する事 ・国民保護計画に規定する防疫活動の応援に関する事 ・動物保護、猛獣対策に関する事 ・死体の処理及び埋火葬に関する事 ・部内の協力に関する事 		町民班 (担当課) 町民課 人権推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・町民相談に関する事 ・ボランティアの受け入れに関する事 ・その他の証明に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・部内の協力に関する事 	建設部	建設課長	建設班 (担当課) 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の土木施設の被害状況の収集に関する事 ・避難所の整備、維持管理及び避難住民の把握に関する事 ・武力攻撃災害の作業員確保に関する事 ・道路、河川、堤防、橋梁等の応急修繕に関する事 ・避難所その他仮設住宅に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・公営住宅の応急対策に関する事 ・住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関する事。 ・部内の協力に関する事 			農林班 (担当課) 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食料の調達、あつせんに関する事 ・衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事 ・農業関係被害の調査報告に関する事 ・農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ・家畜の逸走対策に関する事 ・農業集落排水施設の被害状況調査に関する事 	現状に合わせた表現の適正化
福祉部	福祉課長	環境衛生班 (担当課) <u>生活環境エコタウン課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき、廃棄物等の処理に関する事 ・国民保護計画に規定する防疫活動の応援に関する事 ・動物保護、猛獣対策に関する事 ・死体の処理及び埋火葬に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
	町民班 (担当課) 町民課 人権推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・町民相談に関する事 ・その他の証明に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
建設部	建設課長	建設班 (担当課) 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の土木施設の被害状況の収集に関する事 ・武力攻撃災害の作業員確保に関する事 ・道路、河川、堤防、橋梁等の応急修繕に関する事 ・仮設住宅に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・公営住宅の応急対策に関する事 ・住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関する事。 ・部内の協力に関する事 																																	
		農林班 (担当課) 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食料の調達、あつせんに関する事 ・農業関係被害の調査報告に関する事 ・農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ・家畜の逸走対策に関する事 																																	
福祉部	福祉課長	環境衛生班 (担当課) <u>環境衛生課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき、廃棄物等の処理に関する事 ・国民保護計画に規定する防疫活動の応援に関する事 ・動物保護、猛獣対策に関する事 ・死体の処理及び埋火葬に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
	町民班 (担当課) 町民課 人権推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・町民相談に関する事 ・ボランティアの受け入れに関する事 ・その他の証明に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
建設部	建設課長	建設班 (担当課) 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の土木施設の被害状況の収集に関する事 ・避難所の整備、維持管理及び避難住民の把握に関する事 ・武力攻撃災害の作業員確保に関する事 ・道路、河川、堤防、橋梁等の応急修繕に関する事 ・避難所その他仮設住宅に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・公営住宅の応急対策に関する事 ・住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関する事。 ・部内の協力に関する事 																																	
		農林班 (担当課) 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食料の調達、あつせんに関する事 ・衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事 ・農業関係被害の調査報告に関する事 ・農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ・家畜の逸走対策に関する事 ・農業集落排水施設の被害状況調査に関する事 																																	
77	55	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="409 1066 507 1199"></td> <td data-bbox="507 1066 638 1199"></td> <td data-bbox="638 1066 825 1199"> 商工観光班 (担当課) 商工観光課 <u>企業誘致戦略室</u> </td> <td data-bbox="825 1066 1139 1199"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事</u> ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・被災者の雇用に関する事 ・被災企業等支援の相談に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1199 507 1451">水道部</td> <td data-bbox="507 1199 638 1451"><u>上下水道課長</u></td> <td data-bbox="638 1199 825 1451">水道班 (担当課) <u>上下水道課</u></td> <td data-bbox="825 1199 1139 1451"> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道被害の応急処置に関する事。 ・上下水道施設の被害状況調査報告に関する事。 ・応急給水に関する事 ・<u>農業集落排水施設の被害状況調査報告に関する事</u> ・<u>下水道施設の被害状況調査報告に関する事</u> ・<u>被災施設の応急修理に関する事</u> ・<u>部内の協力に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1451 507 1850">教育部</td> <td data-bbox="507 1451 638 1850"><u>教育総務課長</u></td> <td data-bbox="638 1451 825 1850"> 学務班 (担当課) <u>教育総務課</u> <u>教育指導課</u> </td> <td data-bbox="825 1451 1139 1850"> <ul style="list-style-type: none"> ・収容施設の供与に関する事 ・避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ・教育関係の災害復旧、応急救助に関する事 ・応急教育に関する事 ・被災児童、生徒用教材及び学用品の調達に関する事 ・児童、生徒の健康保持に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1850 507 1869"></td> <td data-bbox="507 1850 638 1869"></td> <td data-bbox="638 1850 825 1869">生涯学習班 (担当課) 生涯学習課</td> <td data-bbox="825 1850 1139 1869"> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・文化財の保護及び応急対策に関する事 ・公民館施設等応急対策及び復旧に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> </table>			商工観光班 (担当課) 商工観光課 <u>企業誘致戦略室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事</u> ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・被災者の雇用に関する事 ・被災企業等支援の相談に関する事 ・部内の協力に関する事 	水道部	<u>上下水道課長</u>	水道班 (担当課) <u>上下水道課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道被害の応急処置に関する事。 ・上下水道施設の被害状況調査報告に関する事。 ・応急給水に関する事 ・<u>農業集落排水施設の被害状況調査報告に関する事</u> ・<u>下水道施設の被害状況調査報告に関する事</u> ・<u>被災施設の応急修理に関する事</u> ・<u>部内の協力に関する事</u> 	教育部	<u>教育総務課長</u>	学務班 (担当課) <u>教育総務課</u> <u>教育指導課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・収容施設の供与に関する事 ・避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ・教育関係の災害復旧、応急救助に関する事 ・応急教育に関する事 ・被災児童、生徒用教材及び学用品の調達に関する事 ・児童、生徒の健康保持に関する事 ・部内の協力に関する事 			生涯学習班 (担当課) 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・文化財の保護及び応急対策に関する事 ・公民館施設等応急対策及び復旧に関する事 ・部内の協力に関する事 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1418 1066 1516 1276">建設部</td> <td data-bbox="1516 1066 1647 1276">建設課長</td> <td data-bbox="1647 1066 1834 1276"> 都市計画班 (担当課) 都市計画課 下水道班 (担当課) 下水道課 </td> <td data-bbox="1834 1066 2119 1276"> <ul style="list-style-type: none"> ・部内の協力に関する事 ・災害復興都市計画に関する事 ・部内の協力に関する事 ・下水道施設の被害状況調査に関する事 ・被災施設の応急修理に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1276 1516 1430">水道部</td> <td data-bbox="1516 1276 1647 1430">水道課長</td> <td data-bbox="1647 1276 1834 1430">水道班 (担当課) 水道課</td> <td data-bbox="1834 1276 2119 1430"> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・被災者の雇用に関する事 ・被災企業等支援の相談に関する事 ・鉄道、バス等交通機関の運行状況の把握に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1430 1516 1850">教育部</td> <td data-bbox="1516 1430 1647 1850"><u>学務課長</u></td> <td data-bbox="1647 1430 1834 1850"> 学務班 (担当課) <u>学務課</u> <u>指導班</u> </td> <td data-bbox="1834 1430 2119 1850"> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道被害の応急処置に関する事。 ・上下水道施設の被害状況調査報告に関する事。 ・応急給水に関する事 ・収容施設の供与に関する事 ・避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ・教育関係の災害復旧、応急救助に関する事 ・応急教育に関する事 ・被災児童、生徒用教材及び学用品の調達に関する事 ・児童、生徒の健康保持に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1850 1516 1869"></td> <td data-bbox="1516 1850 1647 1869"></td> <td data-bbox="1647 1850 1834 1869">生涯学習班 (担当課) 生涯学習課 <u>文化財課</u></td> <td data-bbox="1834 1850 2119 1869"> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・文化財の保護及び応急対策に関する事 ・公民館施設等応急対策及び復旧に関する事 ・部内の協力に関する事 </td> </tr> </table>	建設部	建設課長	都市計画班 (担当課) 都市計画課 下水道班 (担当課) 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の協力に関する事 ・災害復興都市計画に関する事 ・部内の協力に関する事 ・下水道施設の被害状況調査に関する事 ・被災施設の応急修理に関する事 ・部内の協力に関する事 	水道部	水道課長	水道班 (担当課) 水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・被災者の雇用に関する事 ・被災企業等支援の相談に関する事 ・鉄道、バス等交通機関の運行状況の把握に関する事 ・部内の協力に関する事 	教育部	<u>学務課長</u>	学務班 (担当課) <u>学務課</u> <u>指導班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道被害の応急処置に関する事。 ・上下水道施設の被害状況調査報告に関する事。 ・応急給水に関する事 ・収容施設の供与に関する事 ・避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ・教育関係の災害復旧、応急救助に関する事 ・応急教育に関する事 ・被災児童、生徒用教材及び学用品の調達に関する事 ・児童、生徒の健康保持に関する事 ・部内の協力に関する事 			生涯学習班 (担当課) 生涯学習課 <u>文化財課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・文化財の保護及び応急対策に関する事 ・公民館施設等応急対策及び復旧に関する事 ・部内の協力に関する事 	現状に合わせた表現の適正化
		商工観光班 (担当課) 商工観光課 <u>企業誘致戦略室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事</u> ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・被災者の雇用に関する事 ・被災企業等支援の相談に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
水道部	<u>上下水道課長</u>	水道班 (担当課) <u>上下水道課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道被害の応急処置に関する事。 ・上下水道施設の被害状況調査報告に関する事。 ・応急給水に関する事 ・<u>農業集落排水施設の被害状況調査報告に関する事</u> ・<u>下水道施設の被害状況調査報告に関する事</u> ・<u>被災施設の応急修理に関する事</u> ・<u>部内の協力に関する事</u> 																																	
教育部	<u>教育総務課長</u>	学務班 (担当課) <u>教育総務課</u> <u>教育指導課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・収容施設の供与に関する事 ・避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ・教育関係の災害復旧、応急救助に関する事 ・応急教育に関する事 ・被災児童、生徒用教材及び学用品の調達に関する事 ・児童、生徒の健康保持に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
		生涯学習班 (担当課) 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・文化財の保護及び応急対策に関する事 ・公民館施設等応急対策及び復旧に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
建設部	建設課長	都市計画班 (担当課) 都市計画課 下水道班 (担当課) 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の協力に関する事 ・災害復興都市計画に関する事 ・部内の協力に関する事 ・下水道施設の被害状況調査に関する事 ・被災施設の応急修理に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
水道部	水道課長	水道班 (担当課) 水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・被災者の雇用に関する事 ・被災企業等支援の相談に関する事 ・鉄道、バス等交通機関の運行状況の把握に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
教育部	<u>学務課長</u>	学務班 (担当課) <u>学務課</u> <u>指導班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道被害の応急処置に関する事。 ・上下水道施設の被害状況調査報告に関する事。 ・応急給水に関する事 ・収容施設の供与に関する事 ・避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ・教育関係の災害復旧、応急救助に関する事 ・応急教育に関する事 ・被災児童、生徒用教材及び学用品の調達に関する事 ・児童、生徒の健康保持に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	
		生涯学習班 (担当課) 生涯学習課 <u>文化財課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・文化財の保護及び応急対策に関する事 ・公民館施設等応急対策及び復旧に関する事 ・部内の協力に関する事 																																	

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
78	55	<p>2 <u>本部開設の通知等</u></p> <p>(1) <u>本部の開設の通知</u></p> <p><u>町対策本部が開設されたときは、直ちにその旨を、関係機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>【通知先】</u></p> <p><u>① 町国民保護協議会委員</u></p> <p><u>② 隣接市町村及び協定市の長</u></p> <p><u>③ 寄居町議会議長</u></p> <p><u>④ 寄居町自治会会長</u></p> <p>3 本部会議の開催場所の決定</p>	2 本部会議の開催場所の決定	モデル計画との整合
第3節 関係機関との連携体制の確保				
79	57	3 国民保護等派遣の要請	3 国民保護派遣の要請	自衛隊法第77条の4による
80	57	4 県・警察との連携	新規	県国民保護計画との整合
		(1) 県との連携 (略)		
		③ <u>他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図るものとする。</u>		
81	58	<p>また、県が現地調整所として設置した場合には、必要に応じて県に職員を派遣する。</p> <p><u>ただし、町長は、町が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が町の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されたときは、県知事と調整のうえ、現地調整所の設置を県に要請する。この場合は、必要に応じて県に職員を派遣する。</u></p>	また、県が現地調整所として設置した場合には、必要に応じて県に職員を派遣する。	県国民保護計画との整合
第4節 町国民保護対策本部等の廃止				
82	58	町長は、内閣総理大臣から、町国民保護対策本部等を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。 <u>なお、廃止の通知を第2節の2本部開設の通知等に準じて行うものとする。</u>	町長は、内閣総理大臣から、町国民保護対策本部等を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。	現状に合わせた表現の適正化
第5節 町民との連携				
83	58	武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受け入れる場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。	武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。	現状に合わせた表現の適正化
第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策				
第1節 特殊標章等の交付				
84	58	(1) 特殊標章	(1) 特殊標章	県国民保護計画との整合
		<u>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。</u>	ジュネーブ 諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。	
85	59	2 <u>町長、消防長、水防管理者（以下、「町長等」という。）は、</u> 国の定める基準、手続等に従い、(略)	2 町長等は 、国の定める基準、手続等に従い、(略)	現状に合わせた表現の適正化
86	60	(1) 標章	(1) 標章	県国民保護計画との整合
		<u>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。</u>	ジュネーブ 諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である	
第2節 安全確保のための情報提供				
87	62	<参考> 赤十字標章等の交付 (略)	第2節—安全確保のための情報提供 (略)	構成上の都合
		<u>第2節 安全確保のための情報提供</u> (略)	<参考> 赤十字標章等の交付 (略)	

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
88	62			県国民保護計画との整合
		第3章 住民の避難措置		
89	64	第3章 住民の避難措置	3章 住民の避難措置	現状に合わせた表現の適正化
		第1節 警報の通知の受入れ・伝達		
90	64	(1)勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、 防災対策主管課 が受信する。 ② 防災対策主管課 は、受信した旨直ちに 町長へ連絡するとともに 県（危機管理課）へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、町（宿日直）が受信する。 ② 町（宿日直者）は、受信した旨直ちに 町長へ連絡するとともに 県（宿日直者）へ返信する。	(1)勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、 総務課 が受信する。 ② 総務課 は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、町（宿日直）が受信する。 ② 町（宿日直）は、受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信する とともに、直ちに町長へ連絡する。	現状に合わせた表現の適正化
91	65	(1) 住民への伝達 (略) ⑥ FAX（主に、聴覚障害者に対して行う。） ⑦ メール配信サービス ⑧ SNS <u>なお、町長は、必要があると認めるときは、県に対してヘリコプター当による広報を要請する。</u>	(1) 住民への伝達 (略) ⑥ FAX（主に、聴覚障害者に対して行う。）	現状に合わせた表現の適正化 県国民保護計画との整合
		第2節 緊急通報の伝達		
92	65	緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、町長に通知される。 【発令基準】 ① 武力攻撃災害が発生した場合 ② 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合 【通報内容】 ① 武力攻撃災害が発生した日時 ② 武力攻撃災害が発生した場所又は地域 ③ 武力攻撃災害の種別 ④ 被害状況 ⑤ 上記のほか住民等に対し周知 す べき事項	緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に知事から発令され、町長に通知される。 ① 武力攻撃災害が発生した場合 ② 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合 また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。 ① 武力攻撃災害が発生した日時 ② 武力攻撃災害が発生した場所又は地域 ③ 武力攻撃災害の種別 ④ 被害状況 ⑤ 上記のほか住民等に対し周知 させる べき事項	現状に合わせた表現の適正化
93	66	2 大規模集客施設等の管理者への連絡 町は、第1節「警報の通知の 受入れ ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。	2 大規模集客施設等の管理者への連絡 町は、第1節「警報の通知・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。	現状に合わせた表現の適正化
		第3節 避難の指示等		
94	66	① 第1段階の避難指示 国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に 伝達 する。	① 第1段階の避難指示 国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に 指示 する。	県国民保護計画との整合

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
95	67	① 避難実施要領の作成 ア 第1段階の避難指示があった時 町長は、第2編第4章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。	① 避難実施要領の作成 ア 第1段階の避難指示があった時 町長は、第2編第3章第1節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。	現状に合わせた表現の適正化
96	67	(ク) <u>要配慮者</u> への対応 (略) ② 住民への周知内容及び方法 町長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、 <u>要配慮者</u> に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	(ク) <u>災害時要援護者</u> への対応 (略) ② 住民への周知内容及び方法 町長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、 <u>災害時要援護者</u> に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
		第4節 避難住民の運送手段の確保		
97	68	要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第5節の「 <u>1</u> 交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。	要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。	現状に合わせた表現の適正化
98	68	(2) <u>要配慮者</u> の避難 町は、あらかじめ第2編第4章第5節で定めた方法により <u>要配慮者</u> の避難を実施する。 (3) 交通路が遮断した場合 町は、交通路が遮断した場合で、かつ、道路啓開ができない場合には、孤立した地域にいる住民を第2編第4章第10節で定めた集合場所に集結させ、県を通じ、ヘリコプターの派遣を要請する。ただし、県を通じヘリコプターの派遣を要請する時間がない場合には、直接、第2編第4章第5節で把握したヘリコプター保有機関に派遣を要請する。	(2) <u>災害時要援護者</u> の避難 町は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。 (3) 交通路が遮断した場合 町は、交通路が遮断した場合で、かつ、道路啓開ができない場合には、孤立した地域にいる住民を第2編第3章第9節で定めた集合場所に集結させ、県を通じ、ヘリコプターの派遣を要請する。ただし、県を通じヘリコプターの派遣を要請する時間がない場合には、直接、第2編第3章第4節で把握したヘリコプター保有機関に派遣を要請する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
99	68	2 運送事業者への協力要請 町は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第5節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	2 運送事業者への協力要請 町は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第4節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	現状に合わせた表現の適正化
		第5節 避難路の選定と避難経路の決定		
100	69	避難措置の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第6節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。 <u>また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、町民への周知を図る。</u>	避難の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	現状に合わせた表現の適正化
		第4章 避難住民等の救援措置		
101	71	避難住民等の救援は、町と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。 1 収容施設の供与の供給 (略) 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 <u>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号（令和4年3月31日改正）」に定めるところによる。</u> <u>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</u>	避難住民等の救援は、町と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。 救援の程度、方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。 1 収容施設の供与の供給 (略) 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去	災害対策基本法等の改正に伴う変更（国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管されたため）
102	71	(1) 収容施設の決定方法等 避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から町長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第4章第9節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。	(1) 収容施設の決定方法等 避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から町長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第3章第8節で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。	現状に合わせた表現の適正化
103	71	① 避難所の運営 避難所の運営は、第2編第4章第8節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。	① 避難所の運営 避難所の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。	現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
104	72	(2) 応援物資の集積等 町は、第2編第6章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送する。	(2) 応援物資の集積等 町は、第2編第5章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送する。	現状に合わせた表現の適正化
105	73	3 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。 (1) 救急救助、傷病者の搬送 (略) ② 傷病者搬送の手順 第2編第7章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。 (略) (イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。 (略) (2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達 ① 医療救護班の編成手順と派遣方法 町は、第2編第7章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。 (略) (3) 医療救護所の設置 町は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。	3 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。 (1) 救急救助、傷病者の搬送 (略) ② 傷病者搬送の手順 第2編第6章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。 (略) (イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第6章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。 (略) (2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達 ① 医療救護班の編成手順と派遣方法 町は、第2編第6章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。 (略) (3) 医療救護所の設置 町は、第2編第6章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。	現状に合わせた表現の適正化
106	73	② 町は、被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。	② 町は、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。	県国民保護計画との整合
107	75	5 死体の捜索、処理及び埋・火葬 町は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <u>武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると指定される者</u> の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。	5 死体の捜索、処理及び埋・火葬 町は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <u>武力攻撃事態等において発生した死体</u> の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。	国・県国民保護計画との整合
108	76	(3) 埋・火葬対策 ① 被害状況の把握 (略) ② 埋・火葬の実施 ア 町は、第2編第7章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。	(3) 埋・火葬対策 ① 被害状況の把握 (略) ② 埋・火葬の実施 ア 町は、第2編第6章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。	現状に合わせた表現の適正化
109	76	7 被災住宅の応急修理 町は、県と協力して、 <u>武力攻撃災害</u> により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。	7 被災住宅の応急修理 町は、県と協力して、 <u>武力攻撃事態等</u> により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。	県国民保護計画との整合
110	77	8 学用品の <u>給与</u> 町は、県と協力して、 <u>武力攻撃災害</u> により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童、 <u>中学校生徒及び高等学校生徒</u> に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。	8 学用品の <u>貸与</u> 町は、県と協力して、 <u>武力攻撃事態等</u> により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童 <u>及び</u> 中学校生徒 <u>及び</u> 高等学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。	県国民保護計画との整合
111	77	9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 町は県と協力して、 <u>武力攻撃災害</u> により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。	9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 町は県と協力して、 <u>武力攻撃事態等</u> により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。	県国民保護計画との整合
		第5章 武力攻撃災害への対処措置		
		第2節 応急措置等の実施		
112	78	(1) 退避の指示 (略) また、町は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、	(1) 退避の指示 (略) また、町は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、	現状に合わせた表現の適正化

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		住民に対し退避の指示を周知する。	住民に対し退避の指示を周知する。	
113	78	(2) 警戒区域の設定 (略) また、町長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。	(2) 警戒区域の設定 (略) また、町長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。	現状に合わせた表現の適正化
114	80	(3) 関係機関との連携 町長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。 <u>また、町は精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。</u> (4) 汚染原因に応じた対応 <u>核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線等は、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、町は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</u> <u>① 核攻撃等の場合</u> <u>町は、県、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。</u> <u>また、核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。</u> <u>② 生物兵器による攻撃の場合</u> <u>町は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。また、措置に当たる要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</u> <u>③ 化学兵器による攻撃の場合</u> <u>町は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。また、県、消防機関、医療機関等と連携して、原因物質の特性に応じた応急医療を実施する。</u>	(3) 関係機関との連携 町長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。	基本指針の変更(H26.5)に伴う変更
		第3節 保健衛生対策の実施		
115	81	町は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。	町は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。	現状に合わせた表現の適正化
		第5節 廃棄物対策の実施		
116	81	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 町は、その特殊性に配慮しながら「 <u>埼玉県災害廃棄物処理指針</u> 」及び「 <u>寄居町災害廃棄物処理計画</u> 」に基づき廃棄物対策を実施する。	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 町は、その特殊性に配慮しながら「 <u>災害廃棄物処理計画</u> 」に基づき廃棄物対策を実施する。	県国民保護計画との整合
117	81	<u>2 し尿処理</u> (1) 町が行う措置 <u>町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。</u> (2) 県が実施する避難所等への仮設（簡易）トイレへの協力 <u>町は、県が行う仮設（簡易）トイレの設置に協力する。</u> (3) 広域的な支援・協力 <u>町は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。</u>	<u>し尿処理は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。</u> <u>また、町は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。</u>	県国民保護計画との整合

「寄居町国民保護計画」新旧対照表

No	頁	新	旧	変更理由
		第6節 文化財保護対策の実施		
118	82	第6節 文化財保護対策の実施 町は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。	第6節 文化財保護対策の実施 町は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。	現状に合わせた表現の適正化
		第6章 情報の収集・提供		
		第2節 安否情報の収集・提供		
119	83	(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報 ① 氏名 ② <u>出生の</u> 年月日 (略) <u>⑩ 照会に対する同意の有無</u> <u>② 死亡した住民に関し</u> 収集する情報 (略) <u>⑨ 連絡先のほか、必要な情報</u> <u>⑩ 照会に対する同意の有無</u>	(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報 ① 氏名 ② <u>生</u> 年月日 (略) <u>(3)</u> 死亡した住民から収集する情報	県国民保護計画との整合
		第4編 町民生活の安定編		
		第4章 応急復旧措置の実施		
120	87	2 応急復旧計画の策定 町は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、(略)被災原因や被災状況等を的確に把握し、 <u>二</u> 次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。	2 応急復旧計画の策定 町は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、(略)被災原因や被災状況等を的確に把握し、 <u>二</u> 次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。	現状に合わせた表現の適正化
		第5編 財政上の措置編		
		第2章 損害賠償		
121	89	(1) <u>避難住民の誘導及び復旧への協力</u>	(1) <u>住民の避難誘導への協力</u>	県国民保護計画との整合
		第3章 被災者の公的徴収金の減免等		
122	90	2 町は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。	2 町は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする <u>こと</u> 。	現状に合わせた表現の適正化